

事 務 連 絡

令和 6 年 1 月 3 0 日

日本行政書士会連合会 御中

法務省民事局総務課公証係

「定款作成支援ツール」の改善等について（依頼）

公証人による定款認証については、令和 5 年 1 2 月 2 6 日付けで、①日本公証人連合会において、法務省も関与して策定した「定款作成支援ツール」を公開したこと、②当該ツールを用いて東京都内及び福岡県内の公証役場において定款認証を受けようとする場合に、原則として 4 8 時間以内に定款認証手続を完了させる試行運用を開始することについて、お知らせしたところです。

これらの取組について、利用者等からの意見・要望を踏まえ、本年 2 月 1 日から、下記のとおり改善を図ることとしました。

また、これらの改善に合わせ、リーフレット及び 4 8 時間処理の利用マニュアルについても、別添 1 及び別添 2 のとおり改定しました。

これらの取組は、政府を挙げて取り組んでいるスタートアップ支援及び創業環境の整備を図るものであり、起業家はもちろん専門資格者も広く利用可能となっています。今般の改善により、より多くの方に利用していただきやすいものとなったことから、ぜひ積極的に利用していただくよう、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

1 事業目的の入力欄の拡張

定款作成支援ツールについて、これまで、事業目的の入力欄を 5 項目までとしていましたが、これを拡張し、1 5 項目まで入力することができるようになりました（別添 2 の 2 5 ～ 2 6 ページ参照）。

2 委任状の書面での作成の許容

48時間以内の処理を希望する場合の委任状の作成方法について、これまで、電磁的記録をもって作成した委任状に委任者がマイナンバーカードの署名用電子証明書を利用した電子署名をしていることを要件としていましたが、この要件を撤廃し、書面をもって作成した委任状に委任者が記名押印をし、その印鑑に関する印鑑登録証明書を併せて提出する場合にも、48時間以内の処理を利用することができるようになりました（別添2の3、8～9ページ参照）。